

## 令和7年度まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、こどもたちが主体となってまちづくりのアイデアを練り、取り組む活動を推進することにより、本市の将来を担う人材の育成を図るとともに、本市における市民活動を活発化させるために実施する、まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (提案主体の要件)

第2条 プロジェクトは、次の要件を満たす団体からの提案に基づき実施する。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している令和7年4月1日現在で6歳から17歳の者が2人以上いること。なお、複数の世帯の子どもで構成されていること。
- (2) 団体の責任者及び会計として、令和7年4月1日現在で18歳以上の者（大人サポーター）が2人以上いること。
- (3) 活動の目的が明らかであり、プロジェクトを自主的に行えるものであること。
- (4) 団体の運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われていること。

### (プロジェクト)

第3条 プロジェクトは、次の要件を満たす事業であって、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 市内において、こどもが主体となって取り組むまちづくり活動に係る事業とすること。
- (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教的または政治的な活動
  - ウ 学校の授業の一環として行う活動
  - エ 公序良俗に反する活動
  - オ 過去に同一団体が同一プロジェクトで実施したことのある活動

### (事業期間)

第4条 プロジェクトは、その実施が採択年度の1月末までに完了するものでなければならない。

### (負担金)

第5条 市長は、プロジェクトを実施する団体に対し、予算の範囲内で、その実施に要する費用の全部又は一部に相当する額を負担金として交付することができる。

- 2 前項の負担金の額は、1事業ごとに、第8条の決定の際に市長が定める。
- 3 市長は、第1項の負担金の額を定めようとするときは、あらかじめ第7条に定めるまえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。
- 5 負担金交付の具体的な手順は令和7年度まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト負担金交付要領に定める。

### (プロジェクトの提案)

第6条 プロジェクトを実施しようとする団体は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト応募申し込み書（こども用）（様式第1号）
- (2) まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト応募申し込み書（大人サポーター用）（様式第2号）
- (3) 団体の規約又は会則等
- (4) その他市長が必要と認める書類（審査委員会の設置）

第7条 この要綱によりその権限に属することとされた事項を行うため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、こども審査委員と大人審査委員から構成するものとする。
- 3 こども審査委員は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している令和7年4月1日現在で9歳から17歳の者とする。
- 4 審査委員会の委員は、市長が任命する。
- 5 審査委員会に委員長を置く。ただし、委員長は大人審査委員から選出するものとする。
- 6 審査委員会の委員は、自身が責任者や会計を務める団体に係る審査に加わる事ができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、この限りでない。（公開審査及びプロジェクトの決定）

第8条 審査委員会は、提案団体に対して、公開によるプレゼンテーション（以下「公開審査」という。）審査を行うものとする。

- 2 こども審査委員の審査項目は次のとおりとする。
  - (1) こども達が熱心に活動できそうか
  - (2) アイデアに面白さが感じられるか
  - (3) 地域貢献につながるか
  - (4) 活動は計画的か
  - (5) プレゼンが良かったか。（説明が上手、元気が良かった等。）
- 3 大人審査委員の審査項目は次のとおりとする。
  - (1) こども達が熱心に活動できそうか
  - (2) アイデアに面白さが感じられるか
  - (3) 地域貢献につながるか
  - (4) 活動は計画的か
  - (5) 活動の予算計画は適正か
- 4 市長は、審査委員会により選定された提案事業のうちから、プロジェクトを決定し、速やかに提案団体に通知するものとする。（プロジェクトの変更、中止等）

第9条 事業実施団体は、実施するプロジェクトを変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 事業実施団体は、プロジェクトが予定の期間内に完了する見込みがないとき、もしくは完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業報告)

第10条 事業実施団体は、プロジェクトが完了したときは、完了から20日以内にまえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市がプロジェクトに係る事業報告会等の開催を行うこととした場合には、事業実施団体は、積極的にこれに協力しなければならない。

(庶務)

第11条 プロジェクトに関する事務は、市民部市民協働課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。